

臨床検査業務委託契約書 (案)

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本 裕之 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) との間に、臨床検査物の検査について、次のとおり委託契約
を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- (1) 検査名 「臨床検査委託業務一覧表」のとおり
- (2) 委託単価 「臨床検査委託業務一覧表」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 仕様等 別添「愛媛県立子ども療育センター臨床検査業務委託仕様書」のとおり
(契約保証金)

第2条 契約保証金は 円とする。

(代理受領の禁止)

第3条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は担保に供しては
ならない。ただし、権利にあつては、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第
350号)第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲
の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定
金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あら
かじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(収集等)

第6条 甲は、委託検査物の発生の都度、検査依頼表と検体を乙に提出し、検査を委託するものとする。

- 2 乙は、第1条第3号の契約期間中、甲から発注のあった検体を収集し、速やかに検査を実施のうえ、
その結果を遅滞なく甲に対して通知するものとする。

(検体の取扱い)

第7条 前条の検体については、検査目的のみに使用し、第三者に分与しないこと。

- 2 保管期間を経過した検体については、適切な方法によって速やかに処分し、第三者が入手できない
よう配慮すること。

(完了検査等)

第8条 甲は、第6条の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、通知内容について完
了検査を行うものとする。

- 2 甲は、通知内容に疑義があるときは、完了検査の日から起算して7日以内に乙に通知し、甲乙で協
議を行い、必要と認めるときは、甲の指定する期日までに乙の負担により検体の再検査を実施する。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して検体検査の精度管理の状況について報告を求め、指示を行
い、又は調査することができる。

(危険負担)

第9条 第6条の結果通知の前に生じた検体の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(代金支払)

第10条 乙は、毎月前月中に実施した分を取りまとめたとえ、その代金の支払を履行終了通知を添えて甲に請求するものとし、甲は支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

2 乙が甲に請求する金額は、第1条に定める委託項目ごとの単価と前月中に実施した委託項目ごとの検査件数を乗じた金額(円未満切り捨て)の合計金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額(円未満切り捨て)とする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第12条 甲は、必要と認めるときは、検体検査の内容を変更させ、又は検査依頼の中止をさせることができるものとする。

2 この契約期間内において、経済情勢の変動、その他の状況により、円滑な履行が困難と認められるときは、甲乙協議のうえ、委託単価を変更することができるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、その責めに帰すべき理由により本契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第 16 条 この契約の締結に要する費用及び結果通知に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、検体検査の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、本契約が満了若しくは終了した後においても適用する。

(業務の引き継ぎ)

第 19 条 乙は、この契約を解除された場合、又は委託期間満了後に引き続き業務を受託しない場合は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

2 引き継ぎに要する費用で乙に係るものは全て乙の負担とする。

(その他)

第 20 条 本契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年規則第 18 号）及び遅延防止法によるもののほか、この契約に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市田窪 2135 番地
愛媛県立子ども療育センター
所長 若本 裕之

乙